

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

川と海にやさしい水環境づくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

三重県鈴鹿市

3. 地域再生計画の区域

鈴鹿市の全域

4. 地域再生計画の目標

当市は三重県の北中部に位置し、東は伊勢湾に臨み、西は鈴鹿山脈に達し、滋賀県と接している、面積 194.67 km² 総人口202,981人（平成22年12月31日現在）を擁し、自動車製造業を中心に緑の工業都市として発展してきた都市である。鈴鹿山麓から市の中央を横断する一級河川鈴鹿川にかけての西部地域は、標高50～80m程度の丘陵地を形成し、花木園、茶園等が広がる農業地帯となっている。鈴鹿川から伊勢湾にかけては、沖積平野となっており、市の面積のおよそ60%をしめる。

この広い区域にモザイク状に市街地が形成され、全人口の87%がここに居住しており、市街地のほかには主に水田に利用されている。平野部には、鈴鹿川をはじめ、いくつかの河川が伊勢湾に向けて流れているが、これらの川は、水田のための用水として利用されている。

平野部の東南端、湾岸部は国道23号線（旧伊勢街道）、近鉄名古屋線が通り、人口も多く、その昔、江戸への千石船や伊勢参りの旅人賑わった白子地区を中心に古くから交通の要所として栄えてきたところである。

海岸線は、伊勢の海県立公園に指定され、日本の白砂青松100選（昭和62年日本の松の緑を考える会）に選定された鼓ヶ浦海水浴場とウインドサーフィンのポイントとして人気の高い千代崎海水浴場を有しており、夏はマリネジャーを楽しむ人が訪れる。

また同時に伊勢湾は豊かな漁場でもあり、名産の穴子や小女子（こうなご）など魚介類が豊富で、海苔の養殖や、沿岸の漁港には、漁のシーズンには活況を呈し、隣接する水産加工場での小女子の天日干しは浜の風物詩となっている。このように、当市は山に野に海に水の恩恵を受けて産業が育ち、生活が創られ、発展してきた。

しかし、近年、人々の生活様式が変わるにしたがって、未処理の生活雑排水の流入により水田の環境や伊勢湾海域の水質が悪化してきた。

また海水浴場の入込数が近年減少の一途にあるが、人々のレジャー志向の多様化だけでなく、水質の悪化や海岸の汚れによって観光資源としての魅力が低下していることも一因であり、海水浴場として昔から賑わってきた海岸区域の活力が、環境悪化による集客力の減退で失われつつある。

このような状況にあるにもかかわらず、当市の公共下水道・農業集落排水施設や合併浄化槽の整備はまだ不十分であり、汚水処理人口普及率は低い状態である。

とりわけ、当市の南部地区を亀山市の加太川や安楽川を支流とする2級河川の中ノ川が三宅・徳居地区から磯山地区へと流れ、伊勢湾へと注いでいるが、その沿線の未整備地区の生活排水が農業用水・排水を経て河川へ、最終に伊勢湾に流入しているなど、農業集落排水施設や合併浄化槽の普及の汚水処理対策が緊急に求められている状況にある。

このため、平成17年度から平成21年度に「川と海が輝く鈴鹿快適環境計画」を実施し、鈴鹿市の汚水処理施設整備をおこなった結果、汚水処理人口普及率74.3%が86.9%まで向上し、河川の水質も改善傾向を示している。

しかしながら依然として中ノ川上流部に位置する、三宅・徳居地区では生活排水処理施設が未整備地区であり、当地区の生活排水の流入が水質悪化をまねいていると考えられる。

三宅・徳居地区では生活排水処理施設が未整備であることから、早急に整備を進め、中ノ川の水質改善を図る必要がある。

本計画は、汚水処理施設の整備及び環境保全事業等により水環境の向上、漁場の環境保全、安全で安心できる農作物の生産、観光資源の再生による観光客の誘致を図り、快適で人が集まる元気な街、美しい川と海のあるやさしい豊かな街の創出を目指すものである。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率を平成21年度末の86.9%から27年度に91.2%に向上させる。

(目標2) 主要河川の水質改善

環境基準値(BOD)を達成、維持する。

鈴鹿川 2mg/L以下、中ノ川 3mg/L以下

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

第1に、主要河川の水質改善を図るため、生活排水処理施設が未整備である三宅・徳居地区において農業集落排水施設と合併浄化槽の整備を進める。

また、別途実施している公共下水道事業とも連携しつつ、汚水処理施設への接続及び合併浄化槽への転換など、生活排水処理の推進に係る啓発事業を実施する。

第2に、海岸を観光資源として魅力あるものに再生し、観光客の誘致を図るため、市民による海岸の清掃活動への支援などの事業を市民、団体と協力し実施する。

第3に、漁場を保全し、漁業を活性化するため、「漁師さんを通じて海を知る活動」を行う。

第4に、農業用水の水質向上を図り、安全で安心できる農作物を生産するため、河川への不法投棄の防止啓発事業を行う。

第5に、貴重な動植物を保護し、自然環境を保全するため、ほたるの里事業や海岸の動植物の保護活動を市民、団体、三重県などと協力して実施する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了してゐる。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 農業集落排水施設・・・平成23年1月17日に事業計画の承認通知を受けている。

〔事業主体〕

- ・ いずれも鈴鹿市

〔施設の種類〕

- ・ 農業集落排水施設
- ・ 浄化槽（個人設置型）

〔事業区域〕

- ・ 農業集落排水施設 鈴鹿市 三宅・徳居地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 鈴鹿市の全域（ただし、公共下水道・農業集落排水施設の事業認可区域を除く。）

〔事業期間〕

- ・ 農業集落排水施設 平成23年度～平成27年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成23年度～平成27年度

〔整備量〕

- ・ 農業集落排水施設

交付金対象事業	Φ150～Φ200	9,440m
単独事業	Φ150	2,570m
	処理場	1カ所
- ・ 浄化槽（個人設置型） 2,100基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

農業集落排水施設	三宅・徳居地区	1,410人
浄化槽	鈴鹿市の全域で	6,350人

〔事業費〕

- ・ 農業集落排水施設

事業費	1,120,000千円
	（うち、交付金 560,000千円）
単独費事業費	273,490千円
- ・ 浄化槽（個人設置型）

事業費	605,550千円
	（うち、交付金 201,850千円）
- | | | |
|----|--------|--------------------|
| 合計 | 事業費 | 1,725,550千円 |
| | | （うち、交付金 761,850千円） |
| | 単独費事業費 | 273,490千円 |

5-3 その他の事業

- ① 生活排水処理の充実
公共下水道の整備，公共下水道・農業集落排水施設への接続及び合併浄化槽への転換促進について啓発事業を実施する。
- ② 海岸の保全と整備
市民による海岸の清掃活動への支援を行う。
- ③ 漁業環境の保全活動
「漁師さんを通じて海を知る活動」として，小中学生を対象に白子港の社会見学，海的环境学習を漁業団体との協力により開催する。

- ④ 河川美化のための取り組み
広報，看板設置などにより河川への不法投棄を禁止する啓発活動を実施する。
- ⑤ 貴重な動植物を守る取り組み
観光協会を通じて「ほたるの里事業」への支援事業及びウミガメの産卵時の海岸への車両等の乗り入れ禁止等の措置を三重県と協力して実施する。

6. 計画期間

平成23年度～27年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に，4に示す数値目標に照らし鈴鹿市において状況を調査，評価し，公表する。

また，必要に応じて事業の内容の見直しを図る。

なお，整備された污水处理施設，および，定点観測河川については，水質検査，維持管理等が適切に行われていることについて施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を，鈴鹿市のホームページ「鈴鹿市の環境」の中で「調査結果」として掲載・公表する。

事業進捗は事務事業評価システムにより，毎年事務事業の評価を行い，結果を公表し，市民に説明責任をはたす。

8. 地域再生計画の実施に関し，当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし